

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年6月30日	
大阪府知事 殿	
提出者	
住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号	
氏 名 日本赤十字社 近畿ブロック血液センター 所長 木村 貴文	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 072-643-1007	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本赤十字社 近畿ブロック血液センター
事業場の所在地	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	血液事業 近畿地方（三重県を除く）で採血（献血）された血液の検査業務、血液製剤製造業務
③従業員数	275名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	224.280 t	0.028 t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、他の廃棄物が混入し感染性廃棄物の排出量を増加させないよう、適正な廃棄物の分類・分別を実施し、処理専用容器に収納している。また、2024年度には近畿さい帯血バンク（製剤三課）が近畿ブロック血液センターに移転し、例年より排出量が増加した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	220 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物処理に基づき、教育訓練を行い、感染性廃棄物の発生から処理完了までの管理を徹底し、当該廃棄物の発生抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各部署から発生する感染性廃棄物の性状（鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のもの）を把握し、その処理手順を感染性廃棄物処理マニュアルに定め運用している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性マニュアルに基づき、継続して運用管理に努める。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
0.004 t	0.002 t	0.0003 t	— t
【目標】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
0 t	0 t	0 t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまで実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
(これまで実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
(今後実施する予定の取組) 予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまで実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	224.280 t	0.028 t
	優良認定処理業者への処理委託量	224.280 t	0.028 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	224.280 t	0.028 t
(これまで実施した取組) 定期的に処理状況の現地確認を行っている。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（2024年度）実績】

強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
— t	— t	— t	— t

【目標】

強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
— t	— t	— t	— t

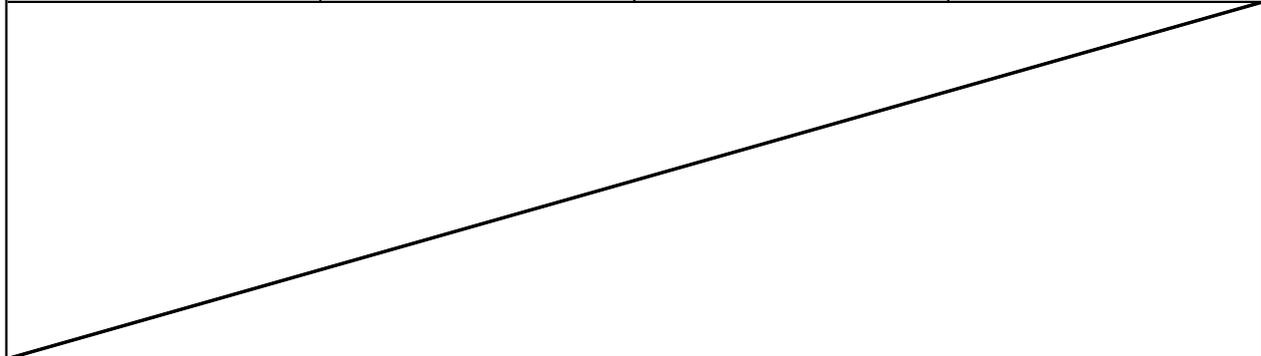
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2024年度）実績】

強酸	強アルカリ	廃アルカリ（有害）	—
0.004 t	0.002 t	0.0003 t	— t
0.004 t	0.002 t	0.0003 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	223 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	223 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	223 t	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和6年度と同様、感染性廃棄物マニュアルに基づき、運用管理を行い適正な分類・分別のもと感染性廃棄物の発生抑制に努める。また、処理を委託する業者の視察を行い、適正処理及び環境への負荷を低減していく処理工程であるか否か評価していく。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	224.315 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>予定なし。</p>		
※事務処理欄			

【目標】			
強酸	強アルカリ	廃アルカリ (有害)	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



発生場所	主な感染性廃棄物の種類	分別	分別時容器	施設内における収集・運搬・処理等	処理方法
事業部 需給管理課	血液バッグ	固形物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・注射針 ・ガラス	鋭利物			
品質保証部 品質保証一課	・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・血液バッグ ・デイスボピベット ・セグメント ・ピペットチップ ・スティック ・マイクロプレート ・シャーレ ・チューブ ・その他実験用器具等	固形物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・無菌試験の培地	液状物			
品質保証部 品質保証一課	・カルチャーボトル ・ピペット	固形物	オートクレープで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
	・ピペットチップ ・フィルター	固形物	オートクレープで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
	・検査廃液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		
	・再使用器具に付着した血液	液状物	有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		
検査部 検査一課 検査二課 検査三課 検査四課 検査開発課	・注射針 ・ガラス	鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・血液バッグ ・デイスボピベット ・セグメント ・ピペットチップ ・スティック ・マイクロプレート ・シャーレ ・チューブ ・実験動物に由来する試料 ・その他実験用器具等	固形物	プラスチック容器		
検査部 検査一課 検査二課 検査三課 検査四課 検査開発課	・カルチャーボトル ・ピペット	固形物	オートクレープで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
	・ピペットチップ ・フィルター ・チューブ ・マイクロプレート	固形物	オートクレープで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		
	・検査廃液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		
製剤部 製剤一課 製剤二課	・再使用器具に付着した血液	液状物	有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		自家処理
	・注射針 ・ガラス片	鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	
製剤部 製剤一課 製剤二課	・血液バッグ ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカップ ・デイスボ器具類	固形物			プラスチック容器
	・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ピペットチップ ・スティック ・マイクロプレート ・その他実験用器具等	固形物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	
製剤部 製剤一課 製剤二課	・破損バッグに付着した血液 ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		自家処理
	・注射針 ・ガラス	鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
製剤三課	・注射筒 ・操作アダプター ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・臍帯血バッグ ・分離バック ・除去バック ・凝固フィルタ ・サンプルチューブ ・セグメント ・ピペットチップ ・スティック ・シャーレ ・チューブ ・無菌試験の培地 ・その他実験用器具等	固形物	プラスチック容器		
	製剤部 製剤開発課	・検査廃液 ・残量試薬(交換時など)	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。	
・ガラス片 ・注射針		鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集運搬業者に引き渡す。	委託処理
・ピペットチップ ・チューブ		固形物			
・試験用血液 ・デイスボピベット ・その他実験用器具類		固形物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	
・ピペットチップ ・チューブ ・マイクロプレート		固形物	オートクレープで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
・検査廃液 ・EIA関係の廃液		液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		
・再使用器具に付着した血液	液状物	有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。			

【感染性廃棄物管理体制】

